

議案第 1 号

「米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則」に対する意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 2 項の規定により、米子市長から意見を求められた別添議案については、異議がないものとする。

令和 4 年 1 月 14 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項の規定により、米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」という。）に関する事務のうち、その実施に当たり米子市教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとする。

- (1) 認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- (2) 認定こども園の設置及び廃止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、米子市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

米子市立認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務
を定める規則

(制定理由)

令和4年4月1日付けで新たに米子市立幼保連携型認定こども園（以下「認定こども園」といいます。）を設置するに当たり、認定こども園に関する教育委員会の意見を聴取すべき事務を定めようとするものです。

(制定内容)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、認定こども園に関する事務のうち、その実施に当たり教育委員会の意見を聴かなければならないものは、次のとおりとすることとする。（本則関係）
 - (1) 認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
 - (2) 認定こども園の設置及び廃止に関すること。
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして市長が認めるもの
- 2 この規則は、公布の日から施行することとする。

(参考事項)

- 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、教育委員会の意見を聴かなければならないこととされており、この規則は、当該規則で定める事務を定めるものである。

教育委員会の意見を聴取すべき事務は、参考通知の項に記載した国の通知第二の第3の2の(10)の②を参考に、本市の実情を踏まえ、制定内容の項1の(1)から(3)までの3項目とすることとした。

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第2項の規定により、この規則を制定するに当たっては、あらかじめ教育委員会の意見を聴く必要がある。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条（幼保連携型認定こども園に関する意見聴取）

地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定め

るものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(関係法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

(参考通知)

子ども・子育て支援法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布について（平成24年8月31日付け府政共生第678号・24文科初第616号・雇児発0831第1号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）